

## 寺池台二丁目9及び23街区建築協定

### 概 要

- ① 建築物は協定締結時の1区画に1戸建の専用住宅とする。  
但し、公共公益的な施設及び日用品の販売を主たる目的とする店舗等の兼用住宅で委員会が住宅環境を損なわないと特に認めたものは、この限りでない。
- ② 建築面積は敷地面積の10分の5を越えてはならない。
- ③ 建築物の階数は、地階を除き2以下とする。
- ④ 建築物の外壁または、これにかわる柱の面から敷地の境界線までの後退距離は1メートル以上とする。  
但し、建築基準法施行令第135条の2第1号または第2号に該当する部分については、この限りではない。
- ⑤ 協定締結時の地盤面の高さを変更してはならない。  
但し、造園及び車庫の築造等による一部の変更はこの限りでない。
- ⑥ 敷地内の空地は樹木により極力緑化に努めるものとし、建築物等の色彩、意匠は良好な住宅に調和するものでなければならない。
- ⑦ 門、車庫等の扉は、開閉時に敷地境界線を越えない構造のものでなければならない。
- ⑧ 境界に面する垣、柵の構造は極力生垣もしくは生垣併用とする。